

平成20年度 国の施策及び予算に関する要望（概要）

	事項	内容
1	地方分権改革の推進	<p>①真の地方分権改革を実現するため、国と地方の役割を見直し、実質的な権限を移譲すること。</p> <p>②国税と地方税との税源配分の目標値を「5対5」と明確にし、地方財政自主権の更なる充実強化を図るため、消費税から地方消費税への税源移譲を直ちに実現すること。その際、税収減となる団体が生じないよう財源保障すること。</p> <p>③国庫補助負担金については国と地方の役割分担を明確にし、国の責任において措置すべきものは地方に転嫁せず、地方の超過負担が生じないようにすること。その他の国庫補助負担金については、原則廃止し、都道府県負担分が削減されることによる区市町村財源への影響も含めて税源移譲すること。</p> <p>④地方間の財源調整は、東京富裕論に基づいた東京対地方の税収格差の問題にすり替えることなく、地方交付税により措置すること。</p>
2	多様な保育環境の整備	<p>待機児童を解消するとともに、多様な保育需要に対応するため、一定基準を満たした認可外保育施設を財政支援の対象となる保育制度の体系に含めること。</p>
3	ホームレス自立支援策の充実	<p>①「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」及び基本法針に定める施策の実現に向け、明確な国の責任の下、福祉、医療、就労、住宅等にわたる総合的な対策を行うとともに、必要かつ十分な財政措置を行うこと。</p> <p>②広域的な課題であるホームレスの流入への対応について、地方公共団体と連携し、抜本的な対策を講じること。</p>
4	障害者施策の充実	<p>障害者を多数抱える中、障害者施策に積極的に取り組む特別区において、地域生活支援事業が障害者の自立を支援するための有効な事業となるよう、統合補助金の事業別算定基準を明示した上で、十分な財政措置を講じること。</p>
5	【新規】 後期高齢者に対する 健診事業への支援	<p>疾病リスクの高い後期高齢者を国民全体で支えるという制度の趣旨を踏まえ、後期高齢者の健康診査に対して必要な財政措置を講じること。</p>
6	交通システム等の整備促進	<p>①運輸政策審議会答申にある整備予定路線の早期実現を図ること。</p> <p>②東京圏の適正な都市構造の再編に資するため、区部周辺環状公共交通新設計画を具体化すること。</p>
7	都市計画道路の整備促進	<p>①国庫補助基準を改善し特別区へ重点配分すること。</p> <p>②道路特定財源による街路整備予算を特別区に重点配分すること。</p> <p>③連続立体交差事業を早期完了させるとともに、区が積極的に施行できるよう技術的、財政的な支援制度を拡充すること。</p>

	事項	内容
8	災害応急対策の充実	<p>①高層住宅の、エレベーターや上下水道接続部の耐震化、高層階への備蓄倉庫の設置義務化など、一層の防災対策を講じること。</p> <p>②帰宅困難者を含む被災者の収容施設の確保、ライフラインの耐震化などの防災対策を一層強化すること。</p> <p>③スーパー堤防の早期整備を図るため、住居移転を促進する仕組みづくりや建築行為の規制などの方策を講じること。</p>
9	緑化対策の推進	<p>①保存樹林地及び市民農園等に対する相続税の納税猶予措置等、緑を残すための土地所有者の負担軽減制度の見直しを図ること。</p> <p>②保存樹林地等の保存及び活用のために、特別区の買取りに対する財政的支援を講じること。</p>
10	【新規】指定道路の調査等に係る支援の充実	建築基準法第42条第2項で定める道路の、指定道路図及び指定道路調書作成を円滑に進めるため、人的、財政的、技術的支援を講じること。
11	地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進	<p>①地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の総合的な対策を推進すること。</p> <p>②特別区が地球温暖化対策推進法の基づく地域推進計画を円滑に策定し対策に取り組めるよう、関係機関が持つ各種データ類等の情報提供が行われる制度を整備するなど、十分な支援策を講じること。</p>
12	学校教育の充実	区立学校教職員の人事権を、特別区へ移譲すること。
13	【新規】第31回オリンピック東京招致の支援	オリンピックの東京招致を国家プロジェクトとして位置づけ、全国的な気運の醸成を図り、外交も含めた招致活動に必要な支援体制を整備すること。